



目次	
高知県選挙管理委員会告示	ページ
◎高知県政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧等に関する規程	1

告 示

高知県選挙管理委員会告示第70号
高知県政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧等に関する規程を次のように定める。
平成30年11月30日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜
高知県政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧等に関する規程
(趣旨)

第1条 この規程は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条の2第2項の規定に基づき、高知県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）が受理した同法第12条第1項若しくは第17条第1項に規定する報告書、同法第14条第1項（同法第17条第4項において準用する場合を含む。）に規定する書面又は同法第19条の14に規定する政治資金監査報告書（以下「収支報告書等」という。）の閲覧又は写しの交付及び同法第19条の16第1項の規定に基づき、同項に規定する少額領収書等の写しの閲覧又は写しの交付並びに政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定に基づき、県委員会が受理した同条第3項の規定による支部報告書、支部総括文書及び監査意見書（以下「支部報告書等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)
第2条 この規程において使用する用語の意義は、この規程で定めるものを除くほか、政治資金規正法、政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）及び政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）並びに政党助成法において使用する用語の例による。
(収支報告書等の閲覧又は写しの交付の請求)

第3条 政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づき収支報告書等の閲覧又は写しの交付の請求をしようとする者（以下「請求者」という。）は、別記第1号様式による収支報告書等

閲覧等請求書を県委員会に提出しなければならない。

2 県委員会は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(収支報告書等の閲覧の方法)

第4条 政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告書等の閲覧は、県委員会が指定する場所で、県の執務時間中にしなければならない。

- 請求者は、当該閲覧に係る収支報告書等を前項の場所以外に持ち出してはならない。
- 請求者は、閲覧に係る収支報告書等を丁寧に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 県委員会は、前3項の規定に違反する者に対し、当該閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(収支報告書等の写しの交付の方法)

第5条 県委員会は、第3条第1項の規定による写しの交付の請求を受けたときは、当該請求のあった日から30日以内に、請求者に対し、当該請求に係る収支報告書等の写しを交付するものとする。ただし、同条第2項の規定に基づき補正を求めた場合における当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、県委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を別記第2号様式により通知するものとする。

3 第3条第1項の規定による請求に係る収支報告書等の写しが著しく大量であるため、当該請求のあった日から60日以内にその全てについて第1項の交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、県委員会は、その請求に係る収支報告書等の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に第1項の規定による交付をし、残りの収支報告書等の写しについては相当の期間内にその交付をすることができる。この場合において、県委員会は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を別記第3号様式により通知するものとする。

- この項の規定を適用する旨及びその理由
- 残りの収支報告書等の写しについて第1項の規定による交付をする期限

4 第1項又は前項の規定による交付は、収支報告書等を複写機により日本工業規格A列4番の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）を交付する方法によるものとする。

(少額領収書等の写しの開示の請求等)

第6条 政治資金規正法第19条の16第1項の規定に基づく少額領収書等の写しの開示の請求は、別記第4号様式を県委員会に提出してしなければならない。

2 政治資金規正法第19条の16第5項の規定による少額領収書等の写しの提出の命令は、別記第5号様式により行うものとする。

3 政治資金規正法第19条の16第6項本文の規定による少額領収書等の写しの提出又は同項ただし書の規定による通知は、別記第6号様式を県委員会に提出してしなければならない。

4 政治資金規正法第19条の16第7項の規定に基づく期間の延長の求めは、別記第7号様式及び別記第8号様式を県委員会に提出してしなければならない。

5 政治資金規正法第19条の16第9項前段の規定による期間を延長する場合における同項後段の規定による延長後の期間及び延長の理由の通知は、別記第9号様式により行うものとする。

6 政治資金規正法第19条の16第11項の規定による少額領収書等の写しの全部又は一部を開示する旨の決定の通知は、別記第10号様式により行うものとする。

7 政治資金規正法第19条の16第12項の規定による少額領収書等の写しを開示しない旨の決定の通知は、別記第11号様式により行うものとする。

8 政治資金規正法第19条の16第13項前段の規定に基づき期間を延長する場合における同項後段の規定による延長後の期間及び延長の理由の通知は、別記第12号様式により行うものとする。

9 政治資金規正法第19条の16第14項前段の規定による開示の請求に係る少額領収書等の写しが著しく大量であるため、同条第6項の規定により少額領収書等の写しの提出があった日から60日以内にその全てについて同条第11項の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるとして、開示の請求に係る少額領収書等の写しのうちの相当部分につき当該期間内に当該決定をし、残りの少額領収書等の写しについて相当の期間内に当該決定をする場合における同条第14項後段の規定による開示請求者に対する通知は、別記第13号様式により行うものとする。

10 政治資金規正法施行令第11条第1項又は第3項の規定による少額領収書等の写しの開示に係る申出は、別記第14号様式を県委員会に提出してしなければならない。

11 政治資金規正法施行令第11条第3項の規定に基づく更なる少額領収書等の写しの開示に係る申出は、別記第15号様式を県委員会に提出してしなければならない。

12 政治資金規正法第19条の16第16項の規定による開示請求者に対する通知は、別記第16号様式により行うものとする。
(少額領収書等の写しの閲覧の方法)

第7条 第4条の規定は、少額領収書等の写しの開示を閲覧により行う場合について準用する。この場合において、同条第1項

の規定中「政治資金規正法第20条の2第2項」とあるのは、「政治資金規正法第19条の16」と読み替えるものとし、同条第1項から第3項までの規定中「収支報告書等」とあるのは、「少額領収書等の写し」と読み替えるものとする。

（少額領収書等の写しに係る写しの交付の方法）

第8条 少額領収書等の写しの開示を写しの交付により行う場合は、政治資金規正法施行令第12条第1号及び政治資金規正法施行規則第24条の規定により、当該写しの交付は、複写機により日本工業規格A列4番の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限り。）を交付する方法によるものとする。

（支部報告書等の閲覧の請求）

第9条 政党助成法第32条第5項の規定に基づき支部報告書等の閲覧の請求をしようとする者は、別記第17号様式を県委員会に提出しなければならない。

（支部報告書等の閲覧の方法）

第10条 第4条の規定は、支部報告書等の閲覧について準用する。この場合において、同条第1項の規定中「政治資金規正法第20条の2第2項」とあるのは、「政党助成法第32条第5項」と読み替えるものとし、同条第1項から第3項までの規定中「収支報告書等」とあるのは、「支部報告書等」と読み替えるものとする。

（手数料）

第11条 第3条第1項及び第6条第1項の規定による写しの交付の請求をしようとする者は、高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）第3条に規定する額の手数料を県に納付しなければならない。

附 則

この告示は、平成30年11月30日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

収支報告書等閲覧等請求書

年 月 日

高知県選挙管理委員会委員長 様

請求者 郵便番号

住所

氏名

電話番号

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり収支報告書等の閲覧又は写しの交付を請求します。

記

年	政治団体の名称	請求の区分
		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ 枚）
		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ 枚）
		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ 枚）
		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ 枚）
		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ 枚）
写しの交付枚数合計		枚

備考 1 収支報告書等の写しの交付については、高知県手数料徴収条例第3条の規定により、用紙1枚につき10円の収支報告書等写し交付手数料が必要です。

2 収支報告書等の写しの交付について、郵送を希望される場合は、収支報告書等写し交付手数料とは別に郵便料金が必要です。

選挙管理委員会記入欄（この欄は、記入しないでください。）

閲覧時間	年 月 日 午前・午後 時 分	～	年 月 日 午前・午後 時 分
交付年月日	年 月 日		
手数料等	手数料 円（交付枚数 枚）	郵便料金	円
備考			

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県選挙管理委員会 

収支報告書等写しの交付期間延長通知書

年 月 日付け収支報告書等閲覧等請求書により写しの交付の請求のありましたことについて、高知県政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧等に関する規程第5条第2項の規定により、下記のとおり当該写しの交付に係る期間を延長することとしましたので、通知します。

記

開示請求年月日	年 月 日
写しの交付請求のあった収支報告書等	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
連絡先	電話番号 内線

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県選挙管理委員会 

収支報告書等に係る写しの交付期間延長等通知書

年 月 日付け収支報告書等閲覧等交付請求書により写しの交付の請求のありましたことについて、高知県政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧等に関する規程第5条第3項の規定により、当該請求に係る収支報告書等のうちの次に掲げる部分については同条第2項の規定により延長した期間内に写しを交付し、残りの収支報告書等については次に掲げる期限までにその写しを交付することとしましたので、通知します。

請求年月日	年 月 日
写しの交付請求のあった収支報告書等	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
第5条第3項の規定を適用する理由	
第5条第2項の延長後の期間内に写しを交付する部分	
残りの収支報告書等について写しを交付する期限	年 月 日
連絡先	

第4号様式（第6条関係）

少額領収書等写し開示請求書

年 月 日

高知県選挙管理委員会委員長 様

請求者 郵便番号
住所
氏名
電話番号
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

政治資金規正法第19条の16第1項の規定に基づき、次のとおり少額領収書等の写しの開示を請求します。

年	国会議員関係政治団体の名称	支出項目	請求の区分
			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ 枚）
			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ 枚）
			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ 枚）
			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ 枚）
			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ 枚）
写しの交付枚数合計			枚

- 注意 1 「支出項目」欄は、次に掲げる支出項目のうち該当するものの番号を記入してください。
- ① 光熱水費 ② 備品・消耗品費 ③ 事務所費
 - ④ 組織活動費 ⑤ 選挙関係費 ⑥ 機関紙誌の発行その他の事業費
 - ⑦ 調査研究費 ⑧ 寄附・交付金 ⑨ その他の経費
 - ⑩ ①から⑨までの全部
- 2 少額領収書等の写しの交付については、高知県手数料徴収条例第3条の規定により、用紙1枚につき10円の少額領収書等開示手数料が必要です。
- 3 少額領収書等の写しの交付について、郵送を希望される場合は、少額領収書等開示手数料とは別に郵便料金が必要です。

選挙管理委員会記入欄（この欄は、記入しないでください。）

閲覧時間	年 月 日	～	年 月 日
	午前・午後 時 分		午前・午後 時 分
交付年月日	年 月 日		
手数料等	手数料	円（交付枚数 枚）	郵便料金 円
備考			

第5号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県選挙管理委員会委員長 

少額領収書等の写しに係る提出命令書

貴国会議員関係政治団体 年分収支報告書に係る少額領収書等の写し（政治資金規正法第12条第2項の規定により提出すべき領収書等の写しに係る支出以外の支出に係る領収書等の写し）について、同法第19条の16第1項の規定による開示請求があつたので、同条第5項の規定により提出を命じます。

- 1 開示請求内容
- 2 提出期間

- 注 1 提出期間の延長
事務処理上の困難その他正当な理由があり、提出命令があつた日から20日以内に提出することができない場合は、提出期間の延長を求めることができません。
期間の延長を求めるときは、提出命令があつた日から20日以内に、別記第7号様式により、延長を定める期間（30日間）及び延長しなければならない正当な事由等を記載して高知県選挙管理委員会宛てに提出してください。
また、提出命令があつた日から50日以内に全ての少額領収書等の写しを提出することが事務処理上困難な特別な事情がある場合には、提出命令があつた日から20日以内に、別記第8号様式により、当該少額領収書等の写しの全てを提出するため必要な最小限度の期間（31日以上60日以内）及び当該特別な事情等を記載して提出してください。
なお、提出期間の延長があつた場合は、開示請求者に対しその旨通知されません。
- 2 未提出の場合
提出命令に違反して、少額領収書等の写しを提出しない場合は、その旨を開示請求者に通知するとともに、提出されるまでの間、貴国会議員関係政治団体の名称、主たる事務所の所在地等がインターネット等により公表されることとなります。

第6号様式（第6条関係）

少額領収書等の写しに係る提出等について（通知）

年 月 日

高知県選挙管理委員会委員長 様

国会議員関係政治団体の名称
会計責任者の氏名

年 月 日付け 第 号で提出の命令のありましたことについて、政治資金規正法第19条の16第6項の規定により、下記のとおり通知します。

記

年分収支報告書に係る少額領収書等の写し

- 下表のとおり、少額領収書等の写しを提出します。
（該当する支出項目ごとに提出する枚数を記入してください。）

支出項目	提出枚数
①光熱水費	枚
②備品・消耗品費	枚
③事務所費	枚
④組織活動費	枚
⑤選挙関係費	枚
⑥機関紙誌の発行その他の事業費	枚
⑦調査研究費	枚
⑧寄附・交付金	枚
⑨その他の経費	枚
	合計 枚

- 少額領収書等の写しに係る支出がない。
- 同一の少額領収書等の写しを既に提出している。
（提出命令のあった支出項目のうち 年 月 日提出済み。）

第7号様式（第6条関係）

少額領収書等の写しに係る提出期間の延長について

年 月 日

高知県選挙管理委員会委員長 様

国会議員関係政治団体の名称
会計責任者の氏名

年 月 日付け 第 号で提出の命令のありましたことについては、政治資金規正法第19条の16第7項及び第8項並びに政治資金規正法施行規則第19条第1項の規定により、下記のとおり提出期間の延長を求めます。

記

- 延長を求める期間 30日間
- 命令があった日 年 月 日
- 延長を求める理由
 - 選挙期間中であるため
（政治資金規正法施行規則第19条第1項第1号に該当）
 - ・公職の候補者の氏名 _____
 - ・選挙の種類
 衆議院議員総選挙 参議院議員通常選挙
 その他（以下に具体的に記載してください。）

 - 提出期間を延長することにつき正当な事由があるため
（政治資金規正法施行規則第19条第1項第2号に該当）
（以下に提出期間を延長しなければならない正当な事由を具体的に記載してください。）

第8号様式（第6条関係）

特別な事情による少額領収書等の写しに係る提出期間の延長について

年 月 日

高知県選挙管理委員会委員長 様

国会議員関係政治団体の名称
会計責任者の氏名

年 月 日付け 第 号で提出の命令のありましたことについては、政治資金規正法第19条の16第7項及び第8項並びに政治資金規正法施行規則第19条第2項の規定に基づき、下記のとおり提出期間の延長を求めます。

記

- 1 延長を求める期間 日間
- 2 命令があった日 年 月 日
- 3 延長を求める理由
提出命令があった日から50日以内に全ての少額領収書等の写しを提出することが事務処理上困難な特別な事情があるため。
(当該特別な事情を記載してください。)

備考 当該特別な事情は、50日以内に全ての少額領収書等の写しを提出することが困難な事情を具体的かつ客観的に記載してください。また、当該事情を踏まえて延長を求める期間（提出するため必要な最小限度の期間）の根拠も併せて記載してください。

第9号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県選挙管理委員会委員長 印

少額領収書等の写しの提出期間延長通知書

年 月 日付け少額領収書等の写しの開示請求書により請求のありましたことについては、当該請求に係る国会議員関係政治団体の会計責任者から政治資金規正法第19条の16第7項及び第8項の規定による少額領収書等の写しの提出に係る期間の延長の求めがあり、同条第9項の規定により、下記のとおり当該期間を延長することとしましたので、通知します。

記

開示請求年月日	年 月 日	
開示請求のあった 国会議員関係政治 団体の名称	年	国会議員関係政治団体の名称
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
延長の理由		
連絡先		

第10号様式（その1）（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県選挙管理委員会委員長 印

少額領収書等の写しの開示決定通知書（全部開示）

年 月 日付け少額領収書等の写しの開示請求書により請求のありましたことについては、政治資金規正法第19条の16第11項の規定により、下記のとおり開示することを決定しましたので、通知します。

記

開示請求年月日	年 月 日		
開示する国会議員 関係政治団体の名称	年	国会議員関係政治団体の名称	種類及び数量
求めることができる 開示の実施の方法並びに開示の実 施に係る手数料の 額及び送付に要す る費用	(1)開示の実施の方法	手数料の計算方法	金額(円)
	ア 閲覧	無料	
	イ 紙	10円× 枚	
	計 (①)		
	(2)送付に要する費用 (②)		
	(3)合計 (①+②)		
開示を実施することができる日時			
開示を実施することができる場所			
少額領収書等の写しに係る写しの送付を求める場合における準備に要する日数			
連絡先			

備考 1 開示の実施を受けるためには、政治資金規正法施行令第11条第1項及び第2項の規定により、この通知を受け取った日から30日以内に、高知県選挙管理委員会に対し、別記第14号様式による少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書を提出してください。

- 2 少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書の提出に当たっては、別記第4号様式による少額領収書等写し開示請求書において希望された開示の実施の方法によるほか、「開示の実施の方法」欄に記載された方法の中から選択することができます。
- 3 「開示の実施に係る手数料の額及び送付に要する費用」の「金額(円)」欄は、少額領収書等写し開示請求書に記入された「求める開示の実施の方法等」に基づいて算定していますので、その求める開示の実施の方法等に変更が生じれば、その金額も変更されます。
- 4 開示を受ける際は、この通知書を持参してください。

第10号様式（その2）（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

高知県選挙管理委員会委員長 印

少額領収書等の写しの開示決定通知書（部分開示）

年 月 日付け少額領収書等の写しの開示請求書により請求のありましたことについては、政治資金規正法第19条の16第11項の規定により、下記のとおり一部を除いて開示することを決定しましたので、通知します。

記

1 決定の内容

開示請求年月日	年 月 日		
開示する国会議員 関係政治団体の名称	年	国会議員関係政治団体の名称	種類及び数量
開示をしない部分 及びその理由	開示をしない部分		開示をしない理由
求めることができる 開示の実施の方法並びに 開示の実施に係る手数料の 額及び送付に要する費用	(1)開示の実施の方法	手数料の計算方法	金額(円)
	ア 閲覧	無料	
	イ 紙	10円× 枚	
	計(①)		
	(2)送付に要する費用 (②)		
	(3)合計(①+②)		
開示を実施することができる日時			
開示を実施することができる場所			
少額領収書等の写しに係る写しの送付を求める場合における準備に要する日数			

連絡先

- 備考 1 開示の実施を受けるためには、政治資金規正法施行令第11条第1項及び第2項の規定により、この通知を受け取った日から30日以内に、高知県選挙管理委員会に対し、別記第14号様式による少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書を提出してください。
- 2 少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書の提出に当たっては、別記第4号様式による少額領収書等写し開示請求書において希望された開示の実施の方法によるほか、「開示の実施の方法」欄に記載された方法の中から選択することができます。
- 3 「開示の実施に係る手数料の額及び送付に要する費用」の「金額(円)」欄は、少額領収書等写し開示請求書に記入された「求める開示の実施の方法等」に基づいて算定していますので、その求める開示の実施の方法等に変更が生じれば、その金額も変更されます。
- 4 開示を受ける際は、この通知書を持参してください。

2 教示

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます。
- (2) この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日((1)の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に高知県を被告(高知県選挙管理委員会が被告の代表者になります。)として提起することができます。

第11号様式 (第6条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県選挙管理委員会委員長 印

少額領収書等の写しの不開示決定通知書

年 月 日付け少額領収書等の写しの開示請求書により請求のありましたことについては、政治資金規正法第19条の16第12項の規定により、下記のとおり開示しないことを決定しましたので、通知します。

記

1 決定の内容

開示請求年月日	年 月 日	
不開示決定をした 国会議員関係政治 団体の名称	年	国会議員関係政治団体の名称
不開示の理由		

2 教示

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます。
- (2) この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日((1)の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に高知県を被告(高知県選挙管理委員会が被告の代表者になります。)として提起することができます。

第12号様式 (第6条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県選挙管理委員会委員長 印

少額領収書等の写しの開示決定等期間延長通知書

年 月 日付け少額領収書等の写しの開示請求書により請求のありましたことについては、政治資金規正法第19条の16第13項の規定に基づき、下記のとおり当該請求に対する決定等に係る期間を延長することとしましたので、通知します。

記

開示請求年月日	年 月 日	
開示請求のあった 国会議員関係政治 団体の名称	年	国会議員関係政治団体の名称
延長前の期間	年 月 日から	年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から	年 月 日まで
延長の理由		
連絡先		

第13号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県選挙管理委員会 印

少額領収書等の写しの開示決定等期間延長通知書

年 月 日付け少額領収書等写し開示請求書により請求のありましたことについて、政治資金規正法第19条の16第14項の規定により、当該開示の請求に係る少額領収書等の写しのうち次に掲げる部分については同条第13項の規定に基づき延長した期間内に開示に係る決定をし、残りの少額領収書等の写しについては次に掲げる期限までに当該決定をすることとしましたので、通知します。

開示請求年月日	年 月 日
開示の請求のあった国会議員関係政治団体の名称	年 国会議員関係政治団体の名称
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
政治資金規正法第19条の16第14項の規定を適用する理由	
開示の請求に係る少額領収書等の写しのうち政治資金規正法第19条の16第13項の延長後の期間内に開示決定等をする部分	
残りの少額領収書等の写しについて開示の決定等をする期限	年 月 日
連絡先	

第14号様式（第6条関係）

少額領収書等の写しの開示の実施方法等申出書

年 月 日

高知県選挙管理委員会委員長 様

開示申出者 郵便番号
住所
氏名
電話番号

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

政治資金規正法施行令第11条第1項の規定により、年 月 日付け第 号で決定のありました少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等について、下記のとおり申し出ます。

記

開示決定書の 日付及び文書 番号	日付	年 月 日	
	文書番号	第 号	
国会議員関係 政治団体の名 称等	年	国会議員関係政治団体の名称	種類及び数量
求める開示の 実施の方法等	1 求める開示の実施の方法		
	<input type="checkbox"/> (1) 閲覧	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()	
求める開示の 実施の方法等	<input type="checkbox"/> (2) 複写機により用紙に白黒で複写した ものの交付 〔 <input type="checkbox"/> ア窓口での交付 <input type="checkbox"/> イ郵送による交付〕		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
	2 少額領収書等の写しの部分ごとに異なる開示の実施の方法 を求めるかどうか。 <input type="checkbox"/> (1) 求めない。 <input type="checkbox"/> (2) 求める。(当該部分ごとの開示の実施の方法（開示の 実施の方法は、上記1の(1)又は(2)及びア又はイ）を記 入してください。)		
求める開示の 実施の方法等	3 少額領収書等の写しの一部について開示の実施を求めるか どうか。 <input type="checkbox"/> (1) 求めない。 <input type="checkbox"/> (2) 求める。(当該部分を記入してください。)		

	4 少額領収書等の写しに係る写しの送付を求めるかどうか。 <input type="checkbox"/> (1) 求めない。 <input type="checkbox"/> (2) 求める。		
開示の実施に係る手数料の額及び送付に要する費用	(1) 開示の実施の方法	手数料の計算方法	金額 (円)
	ア 閲覧	無料	
	イ 紙	10円× 枚	
	計 (①)		
	(2) 送付に要する費用 (②)		
	(3) 合計 (①+②)		
開示の実施を希望する日 (写しの送付を求める場合を除く。)	年 月 日		
連絡先 (連絡先が開示申出者以外の場合は、連絡先の住所、氏名及び電話番号)			
※受付年月日	年 月 日		
※備考			
記入上の注意	1 □のある欄は、該当する□の中に \surd 印を付けてください。 2 ※印の欄は、記入しないでください。		

第15号様式 (第6条関係)

少額領収書等の写しの更なる開示を求める旨の申出書

年 月 日

高知県選挙管理委員会委員長 様

開示申出者 郵便番号
 住所
 氏名
 電話番号
 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

政治資金規正法施行令第11条第3項の規定により、年 月 日付け第 号で決定のありました少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等について、下記のとおり申し上げます。

記

開示決定書の日付及び文書番号	日付	年 月 日	
	文書番号	第 号	
国会議員関係政治団体の名称等	年	国会議員関係政治団体の名称	種類及び数量
求める開示の実施の方法等	1 求める開示の実施の方法		
	<input type="checkbox"/> (1) 閲覧 <input type="checkbox"/> (2) 複写機により用紙に白黒で複写したものの交付 (□ア窓口での交付 □イ郵送による交付)	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
求める開示の実施の方法等	2 少額領収書等の写しの部分ごとに異なる開示の実施の方法を求めるかどうか。 <input type="checkbox"/> (1) 求めない。 <input type="checkbox"/> (2) 求める。(当該部分ごとの開示の実施の方法(開示の実施の方法は、上記1の(1)又は(2)及びア又はイ)を記入してください。)		
	3 少額領収書等の写しの一部について開示の実施を求めるかどうか。 <input type="checkbox"/> (1) 求めない。 <input type="checkbox"/> (2) 求める。(当該部分を記入してください。)		

	4 少額領収書等の写しに係る写しの送付を求めるかどうか。 <input type="checkbox"/> (1) 求めない。 <input type="checkbox"/> (2) 求める。		
開示の実施に係る手数料の額及び送付に要する費用	(1) 開示の実施の方法	手数料の計算方法	金額 (円)
	ア 閲覧	無料	
	イ 紙	10円× 枚	
	計 (①)		
	(2) 送付に要する費用 (②)		
	(3) 合計 (①+②)		
開示の実施を希望する日 (写しの送付を求める場合を除く。)	年 月 日		
連絡先 (連絡先が開示申出者以外の場合は、連絡先の住所、氏名及び電話番号)			
※受付年月日	年 月 日		
※備考			
記入上の注意 1 □のある欄は、該当する□の中に \surd 印を付けてください。 2 ※印の欄は、記入しないでください。			

第16号様式 (第9条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県選挙管理委員会委員長 印

国会議員関係政治団体の会計責任者が少額領収書等の写しを提出しない旨の通知書

年 月 日付で請求のあった政治資金規正法第19条の16第1項の規定に基づく開示の請求については、国会議員関係政治団体から提出期間内に少額領収書等の写しが提出されませんでしたので、同条第16項の規定に基づき通知します。

	年	国会議員関係政治団体の名称
開示請求のあった国会議員関係政治団体の名称		
連絡先		

第17号様式（第10条関係）

支部報告書等閲覧請求書

年 月 日

高知県選挙管理委員会委員長 様

請求者 郵便番号
 住所
 氏名
 電話番号
 （法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

政党助成法第32条第5項の規定に基づき、下記のとおり支部報告書等の閲覧を請求します。

記

年	政党（支部）の名称

選挙管理委員会記入欄（この欄は、記入しないでください。）

閲覧時間	年 月 日	～	年 月 日
	午前・午後 時 分		午前・午後 時 分